

# 川 環境アセスメントに係るお知らせ

Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

平成30年4月16日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第35条に基づき、鹿島田駅西部地区第一種市街地再開発事業に係る事後調査報告書（供用時その1）の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	事後調査実施者	鹿島田駅西部地区再開発株式会社 代表取締役 山川 秀明
	指定開発行為の名称	鹿島田駅西部地区第一種市街地再開発事業
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為） 高層建築物の新設（第1種行為） 住宅団地の新設（第2種行為） 大規模建築物の新設（第2種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市幸区鹿島田890-7ほか
	指定開発行為の目的	共同住宅及び生活利便施設の建設並びに公共施設の整備
	指定開発行為の内容	・区域面積：約22,820㎡ ・建物高さ：約165m ・延べ面積：約93,310㎡ ・計画戸数：約670戸 計画人口：約2,010人
	事後調査の項目等	風害
	環境影響評価の経緯	平成19年 6月20日 条例環境影響評価準備書公告 平成19年 12月28日 条例環境影響評価審査書公告 平成20年 3月12日 条例環境影響評価書公告 平成27年 10月 6日 事後調査報告書（工事中）公告
縦覧のお知らせ	縦覧期間	期 間：平成30年4月16日（月）から平成30年5月15日（火）まで 上記期間中、本市ホームページにて当該事後調査報告書の内容を御覧になれます。 <a href="http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html">http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html</a>
	縦覧場所及び時間	幸区役所、幸区役所日吉出張所及び本庁（環境局環境評価室） （午前8時30分から午後5時まで） 土曜日、日曜日及び祝日は除きます。ただし、幸区役所では、第2・第4土曜日の午前8時30分から午後0時30分も縦覧を行います。
	意見書の提出	・縦覧中の事後調査報告書に記載された内容が条例環境影響評価書に記載された内容又は指定開発行為の完了後の状況と明らかに異なると認め、係る環境の保全の見地から御意見を有する方は、川崎市環境影響評価に関する条例第36条に基づき、次のとおり意見書を提出することができます。提出された意見書は個人情報伏せて、その写しを事後調査実施者に送付します。 ・意見書の提出：平成30年4月16日（月）から平成30年5月15日（火）まで（郵送の場合は、平成30年5月15日消印有効） また、本市ホームページ専用フォーマットからも御提出いただけます。 <a href="http://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000097086.html">http://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000097086.html</a> ・提出先：環境局環境評価室（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） ・意見書の用紙：各縦覧場所に用意してあります。 なお、提出年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号、指定開発行為の名称、図書の名称及び意見が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。また、記載いただいた個人情報は、提出された意見の内容を確認する場合に利用し、川崎市個人情報保護条例に基づき、厳重に保護・管理いたします。
	問合せ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044（200）2156